

第百六十五回国
参議院財政金融委員会會議録第四号

平成十八年十一月二十八日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月二日

辞任
岡崎トミ子君

補欠選任
池口 修次君

十一月六日

芝 博一君

大塚 耕平君

辞任
廣田 一君

補欠選任
喜納 昌吉君

十一月七日

喜納 昌吉君

廣田 一君

十一月二十七日

黒岩 宇洋君

峰崎 直樹君

辞任
大塚 耕平君

補欠選任
芝 博一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

家西 悟君

査掛 哲男君

中川 雅治君

野上浩太郎君

大久保 勉君

峰崎 直樹君

委員

泉 信也君

金田 勝年君

椎名 一保君

田中 直紀君

山下 英利君

池口 修次君

尾立 源幸君
芝 博一君
富岡由紀夫君
廣田 一君
円より子君
西田 実仁君
山口那津男君
大門実紀史君

国務大臣
財務大臣 尾身 幸次君
副大臣 富田 茂之君
財務副大臣 富田 茂之君
事務局側
常任委員会専門員 藤澤 進君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○関稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(家西悟君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二日、岡崎トミ子君が委員を辞任され、その補欠として池口修次君が選任されました。

○委員長(家西悟君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(家西悟君) 御異議ないものと認めます。
それでは、理事に峰崎直樹君を指名いたします。

○委員長(家西悟君) 関稅暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
政府から趣旨説明を聴取いたします。尾身財務大臣。

○国務大臣(尾身幸次君) ただいま議題となりました関稅暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
政府は、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を実施するため、関稅制度について所要の改正を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
第一は、フィリピンの特定の貨物に係る関稅の緊急措置の導入であります。

関稅の撤廃、引下げによるフィリピン産品の輸入の増加が原因となつて、国内産業に重大な損害を与える場合等に、フィリピン産品の関稅率を引き上げること等ができることとするための関稅の緊急措置に係る規定の整備を行うこととしております。

第二は、同協定に基づく関稅割当て制度の導入であります。
特定のフィリピン産品に対して一定の輸入数量を限度として関稅の撤廃、引下げをするための関稅割当てに係る規定の整備を行うこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容であります。
何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(家西悟君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。
午前十時二分散会

十一月二日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第二七五号)
- 一、保険業法の適用除外に関する請願(第二七六号)
- 一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第二七九号)
- 一、保険業法の適用除外に関する請願(第二八一号)
- 一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第二八二号)(第二八七号)
- 一、クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に関する請願(第二九〇号)
- 一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第二九四号)(第二九五号)(第二九六号)(第二九七号)
- 一、庶民大増税の中止に関する請願(第二九八号)
- 一、保険業法の見直しに関する請願(第二九九号)
- 一、保険業法の適用除外に関する請願(第三〇一号)
- 一、クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に関する請願(第三〇二号)

関する請願(第三〇九号) 一、保険業法の適用除外に関する請願(第三一〇号) 一、保険業法の適用の除外に関する請願(第三一一号) 一、保険業法の適用除外に関する請願(第三一二号) 一、クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に関する請願(第三一三号) 一、保険業法の適用の除外に関する請願(第三二四号)(第三六四号)(第三六五号)(第三六六号) 一、被用者年金制度の一元化に関する請願(第三六八号) 第二七五号 平成十八年十月二十日受理 事業主報酬制度の創設に関する請願 請願者 長崎市立山一ノ二ノ五 林田由則 紹介議員 田浦 直君 この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。 第二七六号 平成十八年十月二十日受理 保険業法の適用除外に関する請願 請願者 東京都練馬区向山四ノ二一ノ一 一 那須真逸郎 外千六百三十五名 紹介議員 緒方 靖夫君 この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。 第二七九号 平成十八年十月二十三日受理 事業主報酬制度の創設に関する請願 請願者 長崎市昭和一ノ九ノ一三 後藤田 隆史 紹介議員 田浦 直君 この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。 第二八一号 平成十八年十月二十三日受理 保険業法の適用除外に関する請願 請願者 神戸市中央区籠池通四ノ一ノ二 土居篤美 外三千四百名	紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。 第二八二号 平成十八年十月二十三日受理 事業主報酬制度の創設に関する請願 請願者 東京都大田区東馬込一ノ二一ノ三 齊藤美代吉 外二名 紹介議員 小野 清子君 この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。 第二八七号 平成十八年十月二十四日受理 事業主報酬制度の創設に関する請願 請願者 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷二六〇ノ二 河村国治 紹介議員 田浦 直君 この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。 第二九〇号 平成十八年十月二十四日受理 クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に関する請願 請願者 三重県松阪市下村町二、五七八ノ二 奥野実也 外四千九百九十九名 紹介議員 小川 敏夫君 この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。 第二九四号 平成十八年十月二十五日受理 事業主報酬制度の創設に関する請願 請願者 愛媛県今治市末広町二ノ四ノ二 四 曾我昭一郎 紹介議員 山本 順三君 この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。 第二九五号 平成十八年十月二十五日受理 事業主報酬制度の創設に関する請願 請願者 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野三〇七 富田茂市郎 外十名	紹介議員 関口 昌一君 この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。 第二九六号 平成十八年十月二十五日受理 事業主報酬制度の創設に関する請願 請願者 岩手県盛岡市玉山区洪民字駅三 九 石川祐司 外三名 紹介議員 山崎 力君 この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。 第二九七号 平成十八年十月二十五日受理 事業主報酬制度の創設に関する請願 請願者 茨城県結城市立町五二五 高島和夫 外一名 紹介議員 岡田 広君 この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。 第二九八号 平成十八年十月二十五日受理 庶民増税の中止に関する請願 請願者 北海道名寄市風連町西町一ノ四 二 渡辺康男 外三百六十名 紹介議員 紙 智子君 高齢者は、二〇〇五年に所得税、二〇〇六年に住民税が増税となり、問い合わせや抗議が市町村に殺到している。これは、二〇〇四〜二〇〇五年度の税制改正で年金課税を強化したためである。二〇〇六年、定率減税半減によって所得税・住民税増税が実施された。さらに、政府は、定率減税廃止に続き、各種控除の縮小・廃止など庶民増税を進めようとしている。「骨太の方針」では、歳入・歳入一体改革と言って、社会保障など暮らしの予算を削り、消費税など庶民増税を押し付ける計画である。これらが実施されると、年収五〇〇万円の四人家族では、五五万円の大増税となる。勤労者の給与が減少しており、大増税されたら暮らしも営業も景気も更に悪くなってしまう。社会保障や財政再建の財源は、無駄な大型開発や軍事費を見直して税金の使い方を変え、さらに空前の	利益を上げている大企業や大資産家に応分の負担を求めればつくることができる。 ついては、次の事項について実現を図られたい。 一、今、実施されている高齢者への大増税は、直ちに中止し、見直すこと。 二、定率減税廃止や所得税・住民税の各種控除の縮小・廃止をやめること。 三、消費税の増税をやめること。 第二九九号 平成十八年十月二十五日受理 保険業法の見直しに関する請願 請願者 札幌市南区川沿十一條三ノ一ノ一八ノ三 高橋努 外千三百九十九名 紹介議員 紙 智子君 二〇〇六年四月に施行された保険業法によって、各団体が、その目的の一つとして構成員のために自主的に行っている共済制度が、存続の危機に追い込まれている。保険業法改正の趣旨は、いわゆるマルチ共済を規制し、消費者を保護することが目的であった。団体が自主的に行う共済への規制と干渉は憲法違反であり、健全に運営してきた仲間同士の助け合いにもうけの論理を押し付けることは認められない。 ついては、自主的な共済がこれまでどおり運営できるよう、次の事項について実現を図られたい。 一、構成員が限定され、助け合いを目的とした共済の実態を踏まえ、保険業法の制度と運用を見直すこと。 二、自主的な共済を保険業法の適用除外にすること。 第三〇一号 平成十八年十月二十五日受理 保険業法の適用除外に関する請願 請願者 北海道士別市東四條九 山前内利 外五十二名
--	--	--	---

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第三〇九号 平成十八年十月二十六日受理
クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に関する請願

請願者 長野県飯山市大字飯山二、九五〇
ノ二四 猪瀬逸人 外三千七百四十九名

紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三一〇号 平成十八年十月二十六日受理
保険業法の適用除外に関する請願

請願者 神戸市北区大原一ノ一五ノ一 鈴
江節夫 外三百二十四名

紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第三一一号 平成十八年十月二十六日受理
保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 茨城県土浦市中村東一、二二七ノ
四 松本和美 外八百名

紹介議員 小林 元君

二〇〇六年四月に施行された新保険業法によつて、各団体が、その組織の目的の一つとして構成員のために自主的に進めている共済制度が、存続の危機に追い込まれている。保険業法改正の趣旨は、いわゆる偽共済への規制が目的であった。団体が自主的に進める共済への規制と干渉は憲法違反であり、健全に運営をしてきた仲間同士の助け合いに、もうけの論理を押し付けることは認められない。
ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、自主的な共済を新保険業法の適用除外にすること。

第三一二号 平成十八年十月二十六日受理
保険業法の適用除外に関する請願

請願者 東京都北区豊島二ノ一三ノ七 鳥
居峰夫 外百名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一九七号と同じである。

第三一三号 平成十八年十月二十六日受理
クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に関する請願

請願者 東京都板橋区板橋三ノ二八ノ九
稲葉智夫 外四千九百九十九名

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三一四号 平成十八年十月二十六日受理
保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 大阪市住吉区長居一ノ三ノ一〇
北野安衛 外三千九百九十九名

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一四号 平成十八年十月二十六日受理
保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 神戸市垂水区歌敷山一ノ一ノ五
一 吉岡巖 外四百六十三名

紹介議員 朝日 俊弘君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一五号 平成十八年十月二十六日受理
保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 東京都江戸川区東小松川二ノ三〇
ノ八 萩野哲郎 外六百十名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一六号 平成十八年十月二十六日受理
保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 福岡県前原市前原中央一ノ四ノ一
八 井手巍 外六百三十名

紹介議員 大久保 勉君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一八号 平成十八年十月二十六日受理
被用者年金制度の一元化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市菜園一ノ一一ノ一
五 金田一勲 外八百四十名

紹介議員 平野 達男君
本年四月、政府は「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」を閣議決定した。その内容は過去に法律で約束し、高齢者が既に生活設計に組み込んでいたのを踏みにじるものである。
ついては、将来にわたって国の根幹を支える公務員に人材確保等の観点から、公務員制度の一環としての共済年金の特殊性を維持し、退職者の生活安定の機能と役割を十分果たせるよう、次の事項について実現を図られたい。
一、共済年金の職域部分は、公務員の身分上の制約やその職責の重要性にかんがみ、これを堅持すること。
二、恩給期間にかかわる給付の費用(追加費用)は、国又は地方公共団体が負担すると法に明記されており、引き続きこれを遵守すること。
三、既裁定者の給付の減額は、憲法上の財産権の侵害であり認めないこと。

十一月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、保険業法の適用の除外に関する請願(第三一七五号)
一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第三一七八号)
一、被用者年金制度の一元化等に関する請願(第三一八四号)(第三一八五号)
一、保険業法の見直しに関する請願(第三一八八号)(第三一九九号)(第三二〇〇号)
一、保険業法の適用の除外に関する請願(第三一九一号)
一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第三一九六号)(第三一九九号)

一、庶民大増税反対に関する請願(第四〇二号)(第四〇三号)(第四〇四号)(第四〇五号)(第四〇六号)(第四〇七号)(第四〇八号)(第四〇九号)(第四一〇号)

第三一五号 平成十八年十月二十七日受理
保険業法の適用の除外に関する請願

請願者 兵庫県明石市本町一ノ六ノ一〇ノ
五 F 小島修司 外三百六十七名

紹介議員 辻 泰弘君
この請願の趣旨は、第三一一号と同じである。

第三一八号 平成十八年十月二十七日受理
事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境南町二ノ二八ノ
二五ノ一〇六 荻原勝治 外三名

紹介議員 小泉 昭男君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第三一四号 平成十八年十月三十日受理
被用者年金制度の一元化等に関する請願

請願者 長野市安茂里一、三〇七 佐藤隆
雄 外四千四百三十二名

紹介議員 北澤 俊美君

平成十八年四月、政府は「被用者年金制度の一元化等に関する基本方針」を閣議決定し、来年の通常国会に法案提出の準備を進めている。
ついては、将来にわたって公共に奉仕する公務員の職責にふさわしい人材確保等の観点から、健全な共済制度を維持し、退職者の生活安定の機能と役割を十分果たせるよう、次の事項について実現を図られたい。
一、公務員共済制度は総合的、効率的運営がなされておき、引き続き存続すること。
二、追加費用の減額は、公的年金制度への信頼性を損なうため、行わないこと。
三、社会保障制度・税制改革に当たっては、高齢者の生活実態に十分配慮すること。

第三八五号 平成十八年十月三十日受理
被用者年金制度の一元化等に関する請願
請願者 岩手県盛岡市東中野片岡三六ノ

紹介議員 工藤聖太郎君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第三八八号 平成十八年十月三十一日受理
保険業法の見直しに関する請願
請願者 青森県十和田市三本木字本金崎一

紹介議員 下田 敦子君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三八九号 平成十八年十月三十一日受理
保険業法の見直しに関する請願
請願者 愛知県豊川市八幡町西赤土二ノ

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三九〇号 平成十八年十月三十一日受理
保険業法の見直しに関する請願
請願者 北海道室蘭市輪西町二ノ一〇ノ

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二九九号と同じである。

第三九一号 平成十八年十月三十一日受理
保険業法の適用の除外に関する請願
請願者 岩手県盛岡市繁字館市七〇 高橋

紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第三九六号 平成十八年十一月一日受理
事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 岩手県岩手郡雫石町中町二二ノ

六 佐々木廣夫

紹介議員 山崎 力君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第三九九号 平成十八年十一月二日受理
事業主報酬制度の創設に関する請願
請願者 神奈川県平塚市西八幡一ノ一ノ二

紹介議員 小林 温君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四〇二号 平成十八年十一月二日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 静岡県駿河区高松一、五六六 室

紹介議員 井上 哲士君
政府は、定率減税の全廃を始め配偶者控除、扶

養控除といった人的控除の廃止や給与所得控除の
縮小をねらっている。既に老年者控除の廃止等や
住民税の非課税措置の廃止が強行され、大きな苦
難が広がっているにもかかわらず、更なる庶民大
増税を強行しようというものである。二〇〇七年
には消費税率を引き上げようとしている。所得税
にせよ、消費税にせよ、生活費への果てしない重
税を断じて許すわけにはいかない。

ついては、国民の暮らしと中小業者の営業を守
るため、次の事項について実現を図りたい。
一、定率減税の全廃を中止し、配偶者控除や扶養
控除、給与所得控除の廃止・縮小等による増税
をやめること。

二、消費税の大増税はきつぱりとやめること。中
小業者の記帳負担を軽減すること。
三、大企業や大金持ち優遇の減税をやめ、応能負
担の原則に基づき、適正に課税すること。

第四〇三号 平成十八年十一月二日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 京都府向日市寺戸町八反田七ノ五

四 松田重行 外千六百二十六名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇四号 平成十八年十一月二日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 東京都新宿区山吹町三五八ノ二〇

紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇五号 平成十八年十一月二日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 秋田県能代市常盤字町辺五四 須

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇六号 平成十八年十一月二日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 東京都板橋区大谷口北町五七ノ

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇七号 平成十八年十一月二日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 兵庫県高砂市曾根町一、〇八七ノ

紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇八号 平成十八年十一月二日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 青森市幸畑四ノ一〇ノ一一 猪股

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四〇九号 平成十八年十一月二日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 福岡県飯塚市大字川津中上深町四

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

第四一〇号 平成十八年十一月二日受理
庶民大増税反対に関する請願
請願者 栃木県佐野市石塚町一、二九六ノ

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第四〇二号と同じである。

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第四

二〇号)
一、庶民大増税の反対に関する請願(第四三三

号)(第四三四号)(第四三五号)(第四三六

号)(第四三七号)(第四三八号)(第四三九

号)(第四四〇号)(第四四一号)
一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第四

四二二号)(第四五三三号)(第四五四号)(第四五

五号)
一、被用者年金制度の一元化等に関する請願

(第四五七号)
一、税制改革に関する請願(第四五八号)

一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第四

六一号)
一、クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に

関する請願(第四六二号)

一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第四

六八号)(第四六九号)

一、庶民増税、消費税増税を行わないことに関

する請願(第四七〇号)(第四七一号)(第四

七二号)(第四七三三号)(第四七四号)(第四七

七二七号)

五号(第四七六号)(第四七七号)(第四七八号)

一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第四九七号)(第四九八号)

第四二〇号 平成十八年十一月六日受理
事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 横浜市南区真金町一ノ六ノ三三
末柄秀徳

紹介議員 小林 温君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四三三三号 平成十八年十一月六日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 長野県佐久市下越一ノ七八 小林

紹介議員 井上 哲士君

公的年金等控除が縮小され、老年者控除や高齢者の住民税非課税措置が廃止された。政府はさらに、二〇〇七年一月から定率減税を全廃し、六月からは住民税の最低税率を引き上げ、配偶者控除、扶養控除の廃止や給与所得控除の縮小をねらっている。そして、社会保障を削り込んだ上で、消費税率を引き上げようとしている。一九八〇年代に国庫補助が削減された国民健康保険では、保険料(税)が引き上げられ、滞納は四七〇万世帯に上り、短期証は一〇〇万世帯を、資格証明書は三〇万世帯を超えて発行されている。大企業、大金持ちへの減税を元に戻し、能力に応じた公平な負担を実現することにより、財源を生み出すべきである。

二、消費税率は引き上げないこと。免税点など改悪消費税は元に戻すこと。中小業者の記帳義務要件を大幅に緩和すること。

一、定率減税の全廃を中止し、配偶者控除や扶養控除、給与所得控除の廃止・縮小等による増税をやめること。

三、大企業や大金持ち優遇の減税をやめ、応能負担原則に基づき適正に課税すること。

第四三四号 平成十八年十一月六日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市南ひばりガ丘三ノ一

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四三五号 平成十八年十一月六日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 東京都西東京市谷戸町三ノ一一ノ七 野口銀蔵 外八百四名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四三六号 平成十八年十一月六日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 青森県弘前市安原二ノ九ノ一ノ二

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四三七号 平成十八年十一月六日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 山梨県南アルプス市山寺六二九ノ五 広瀬直樹 外八百四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四三八号 平成十八年十一月六日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 神戸市北区ひよどり台三ノ九ノ二

紹介議員 小美林恵子君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四三九号 平成十八年十一月六日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 北海道苫小牧市有珠の沢町六ノ一

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四四〇号 平成十八年十一月六日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 福岡県中間市太賀一ノ三〇ノ一

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四四一号 平成十八年十一月六日受理

庶民大増税の反対に関する請願

請願者 埼玉県ふじみ野市大井一、二一九

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四三三三号と同じである。

第四四二号 平成十八年十一月六日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 東京都品川区南品川四ノ二ノ三

紹介議員 中川 雅治君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四五三三号 平成十八年十一月七日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 横浜市南区井土ヶ谷上町二四ノ一

紹介議員 小林 温君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四五四号 平成十八年十一月七日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 静岡県熱海市水口町二ノ一五ノ四

紹介議員 坂本由紀子君
この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四五五号 平成十八年十一月七日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 埼玉県越谷市蒲生一ノ六ノ一四

紹介議員 関口 昌一君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四五七号 平成十八年十一月七日受理

被用者年金制度の一元化等に関する請願

請願者 秋田市手形字山崎三三ノ三 秋山

紹介議員 鈴木 陽悦君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四五八号 平成十八年十一月七日受理

税制改革に関する請願

請願者 長野県佐久市入沢六二六 井出

紹介議員 北澤 俊美君

急速に進行する少子高齢社会の中で、社会保障制度に対する国民の不安感は根強いものがあり、税制を含めた一体的な改革が進められている。平成一六年の公的年金改革に続いて介護・医療制度についても、給付水準の抑制と高齢者の負担増を中心とした見直しが行われた。税制面では、昨年から年金受給者に対する課税が強化されており、年金受給者にとつて厳しい状況となっている。高齢者が安心して老後を暮らせる社会保障制度の確立が、切実な願いであり、今後の制度改革及び税制改革に当たっては、高齢者の生活実態を十分踏まえて対策を講じられるよう求める。

一、高齢者の年金課税の軽減
今後の税制改革に当たっては、年金額の実質

的な切下げとなる年金課税の強化を行わないこと。

第四六一号 平成十八年十一月八日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 埼玉県狭山市富士見一ノ二三ノ

九 須田里吉

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四六二号 平成十八年十一月八日受理

クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に関する請願

請願者 兵庫県川西市けやき坂三ノ一六ノ

五 石崎彰子 外三千九十九名

紹介議員 近藤 正道君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第四六八号 平成十八年十一月九日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 埼玉県狭山市新狭山二ノ一五ノ

九 西村孝

紹介議員 佐藤 泰三君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四六九号 平成十八年十一月九日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 香川県丸亀市綾歌町栗熊西二、一

二一 原田泰男 外三十七名

紹介議員 真鍋 賢二君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四七〇号 平成十八年十一月九日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 静岡県浜松市神原町一、一九一ノ

一 池谷陽子 外千三十六名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四七一号 平成十八年十一月九日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 京都市下京区加茂川筋正面上ル平

岡町三八三 中野富久子 外千三

十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四七二号 平成十八年十一月九日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 東京都豊島区池袋本町三ノ二二ノ

二〇 柴田裕 外千三十六名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四七三号 平成十八年十一月九日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 埼玉県川越市郭町一ノ二ノ七 清

水明子 外千三十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四七四号 平成十八年十一月九日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 千葉県流山市駒木台三二五ノ二

戸張淑江 外千三十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四七五号 平成十八年十一月九日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 大阪府高槻市真上町二ノ二ノ二

五ノ一〇三 濱田益美 外千三十

六名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四七六号 平成十八年十一月九日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 青森県弘前市松原東五ノ一一ノ

八 木田義満 外千三十六名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四七七号 平成十八年十一月九日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 長崎県小江原二ノ三八ノ六 新木

智子 外千三十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四七八号 平成十八年十一月九日受理

庶民増税、消費税増税を行わないことに関する請願

請願者 埼玉県久喜市上清久六二二ノ七

清原秀俊 外千三十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四九七号 平成十八年十一月九日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 静岡県藤枝市駅前二ノ七ノ一一

青島良昌 外九名

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第四九八号 平成十八年十一月九日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 新潟県白鷹町六六五 細野博導

外百七十六名

紹介議員 櫻井 新君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法の一部を改正する法律案

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)

の一部を次のように改正する。

第七条の八第一項第二号イ中「この項及び第六

項、次条第一項第二号イ及びロ、第六項並びに第

十項第二号イ及びロ並びに第七条の十第一項第二

号イ及びロ、第七項並びに第十一項第二号イ及び

ロにおいて」を削る。

第七条の十第七項中「この項を」以下この項に

改め、同条の次に次の一条を加える。

(フィリピンの特定の貨物に係る関税の緊急措

置)

第七条の十一 経済上の連携に関する日本国と

フィリピン共和国との間の協定(以下「フィリピ

ン協定」という。)に基づく関税の譲許(以下この

条において単に「譲許」という。)による特定の種

別の貨物(フィリピン協定第十八条一の規定に

基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。)の

輸入の増加(本邦の国内総生産量に対する比

率の増加を含む。)の事実(第九項及び第十一項

において「フィリピン特定貨物の輸入増加の事

実」という。)があり、当該貨物の輸入の増加が

重要な原因となつて、これと同種の貨物その他

用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の

産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある

事実(第九項及び第十一項において「本邦の

産業に与える重大な損害等の事実」という。)がある

場合において、国民経済上緊急に必要があると認め

られるときは、フィリピン協定第二十二

条一の規定に基づき、政令で定めるところに

より、貨物及び期間(第十一項の規定により指定された期間と通算して三年以内に限り)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率(フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率)の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日における実行税率

2 前項の規定による措置をとる場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二條五(e)の規定に基づき、当該措置につき第十一項の規定により指定された期間と通算して三年を超え四年以内の期間を指定することができる。

3 第一項の規定による措置をとる場合において、前二項の規定により指定しようとする期間が第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えるものであるときは、フィリピン協定第二十二條五(e)の規定に基づき、当該措置は、当該指定しようとする期間内において一定の期間ごとに段階的に緩和されたものでなければならぬ。

4 第一項の規定による措置がとられている場合において、特別の理由により必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二條五(e)の規定に基づき、政令で定めるところにより、

同項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限り延長することができる。

5 政府は、前項の規定に基づき、第一項の規定により指定された期間を第十一項の規定により指定された期間と通算して一年を超えて延長する場合においては、フィリピン協定第二十二條五(e)の規定に基づき、当該措置を一定の期間ごとに段階的に緩和するものとする。

6 特定の貨物につき第一項の規定による措置をとる場合又はとつた場合には、フィリピン協定第二十二條五(d)に規定する協議により、政令で定めるところにより、当該貨物以外の貨物で譲許がされているものにつきその譲許を修正し、又は譲許がされていないものにつき新たに譲許をし、その修正又は譲許をした後の税率を適用することができる。

7 フィリピンにおいてフィリピン協定第二十二條一の規定による措置(以下この項及び次項において「フィリピンの緊急措置」という。)がとられた場合には、フィリピン協定第二十二條六(b)及び(c)の規定に基づき、政令で定めるところにより、譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき譲許の適用を停止し、実行税率の範囲内の税率による関税を課することとができる。ただし、フィリピンの緊急措置がフィリピン協定第二十二條一の規定によりフィリピンにおける特定の貨物の輸入数量の増加の事実に基づきとられたものであつて、かつ、フィリピンの緊急措置がとられた日から一年を経過していない場合は、この限りでない。

8 前二項の規定による措置は、それぞれその効果が第一項の規定による措置の補償又はフィリピンの緊急措置に対する対抗措置として必要な限度を超えず、かつ、その国民経済に対する影響ができるだけ少ないものとするような配慮のもとに行わなければならない。

9 政府は、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

10 前項の調査は、当該調査を開始した日から一年以内に終了するものとする。

11 政府は、第九項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、フィリピン特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、フィリピン協定第二十二條四(a)及び(d)の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間(二百日以内に限り)を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物についてフィリピン協定附属書一の日本国の表に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わないものとする。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、次のうちいずれか低い税率(フィリピン協定の効力発生の日から起算して六年を経過する日の属する年度の末日までは、イに掲げる税率)の範囲内において関税率を引き上げること。

イ 実行税率

ロ フィリピン協定の効力発生の日の前日における実行税率

12 政府は、第九項の調査が終了したときは、第一項の規定による措置をとる場合を除き、前項の規定により課された関税を速やかに還付しなければならぬ。同項の規定により課された関税の額が、同項の規定による措置がとられていた期間内に輸入される同項の規定により指定さ

れた貨物につき、第一項の規定により関税が課されるものとした場合に課される関税の額を超える場合における当該超える部分の関税についても、同様とする。

13 第一項の規定による措置がとられていた貨物については、これらの措置が終了した日からこれらの措置がとられていた期間に相当する期間又は一年間のいずれか長い期間を経過した日以後でなければ、同項又は第十一項の規定による措置をとることができない。

14 政府は、フィリピン協定の効力発生の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、第一項又は第十一項の規定による措置をとることができる。

15 第八條の九第一項に規定する譲許の便益の適用を受ける物品については、第一項又は第十一項の規定は、適用しない。

16 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十三條中「第十一條第一項」を「第十五條第一項」に改め、同條を第十七條とする。

第十二條中「第九條」を「第十條」に改め、同條を第十六條とする。

第十一條第一項中「第八條の九第一項」を「第九條第一項」に改め、同條を第十五條とする。

第十條の四を第十四條とし、第十條の三を第十三條とする。

第十條の二中「第八條の九第一項」を「第九條第一項」に改め、同條を第十二條とする。

第十條第二号中「第八條の九第一項」を「第九條第一項」に改め、同條を第十一條とする。

第九條を第十條とし、第八條の九を第九條とする。

第八條の八の次に次の一條を加える。

(フィリピン協定に基づく関税割当制度)

第八條の九 フィリピン協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の数量を限度とし

て定められている物品については、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他国民経済上の必要な考慮に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で平成二十四年三月三十一日までに輸入するものに適用する。

2 前項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他同項の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

別表第一中「第八条の九」を「第九条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律中第七条の十の次に一条を加える改正規定、第八条の八の次に一条を加える改正規定及び附則第二条の規定は経済上の連携に關する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日から、その他の規定は経済上の連携に關する日本国とフィリピン共和国との間の協定の効力発生の日又は平成十九年四月一日のいずれか早い日から施行する。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第二条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

七 関税暫定措置法第七条の十一第十二項(フィリピンの特定の貨物に係る暫定緊急措置に係る関税の還付)

十一月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第五〇二号)(第五〇三号)(第五〇四号)(第五〇六号)

一、被用者年金制度の一元化等に関する請願(第五四八号)

一、事業主報酬制度の創設に関する請願(第五五五号)(第五五八号)(第五五九号)
一、クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に関する請願(第五六七号)

第五〇二号 平成十八年十一月十三日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 静岡県富士市本市場二六八ノ二 稲葉政夫 外二名

紹介議員 坂本由紀子君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第五〇三号 平成十八年十一月十三日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 福島県いわき市平字一丁目三四 関原誠司 外一名

紹介議員 岩城 光英君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第五〇四号 平成十八年十一月十三日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 山口市阿知須三、三七一 村田浩三 外一名

紹介議員 岸 信夫君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第五〇六号 平成十八年十一月十三日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市坂井町三ノ一三ノ二 色正行 外一名

紹介議員 山本 順三君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第五四八号 平成十八年十一月十四日受理

被用者年金制度の一元化等に関する請願

請願者 富山県氷見市谷屋三、九八〇 角 田孝一 外千二十八名

紹介議員 広野ただし君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第五五五号 平成十八年十一月十五日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 埼玉県所沢市若狭一ノ二、九七六 ノ一〇 木下三好 外一名

紹介議員 関口 昌一君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第五五八号 平成十八年十一月十五日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 東京都板橋区赤塚七ノ五ノ三 金子 和雄 外八名

紹介議員 保坂 三蔵君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第五五九号 平成十八年十一月十五日受理

事業主報酬制度の創設に関する請願

請願者 石川県金沢市桜町九ノ二三 野村 武夫 外二十五名

紹介議員 岡田 直樹君

この請願の趣旨は、第一五二号と同じである。

第五六七号 平成十八年十一月十六日受理

クレ・サラ(消費者金融)の金利引下げ等に関する請願

請願者 大阪府高槻市富田丘町二〇ノ三 藤原謙 外四千九百九十九名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。